

京都市告示第9号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、財団法人京都市環境事業協会を京都市公金受託者とし、京都市環境保全活動センターの使用料の徴収事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊本頼兼

(環境局地球環境政策部地球温暖化対策課)